

大田区諮問第 101 号答申

1 審査会の結論

大田区長（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 9 月 16 日付け 3 調清発第 ○○号によって公文書を非開示としたこと（以下「本件処分」という。）は、相当である。

2 開示請求対象情報

令和 3 年 8 月 7 日に審査請求人である○○○○氏と調布清掃事務所収集作業員である○○○○の間で交わされた会話の内容について調布清掃事務所作業係長が○○○○に対して行った事情聴取書。

3 審査の経過

令和 3 年 12 月 20 日 諮問を受け、実施機関から説明を聴取し、審査した。
令和 4 年 1 月 20 日 審査した。

4 審査請求の理由及び実施機関の弁明に対する反論

令和 3 年 8 月 11 日、審査請求人である○○○○氏（以下「審査請求人」という。）は、○○○○氏と共に、調布清掃事務所管理係長（以下「管理係長」という。）と面談した。その際、管理係長は、調布清掃事務所収集作業員である○○○○（以下「本件職員」という。）に対し、同月 7 日に審査請求人と本件職員との間で交わされた会話の内容について事情聴取を実施したこと、その内容を A 4 用紙半分ほどのメモにまとめた旨のことを話していた。このメモは、調布清掃事務所作業係長（以下「作業係長」という。）が調布清掃事務所長（以下「所長」という。）に事情聴取の内容について説明する際に用いられたとされており、また、管理係長もその存在を知っていることから、業務上必要なものとして組織的に利用・保有されていたものであって、開示請求の対象となる「公文書」に当たる。

よって、本件で請求している公文書である「事情聴取書」について、実施機関が作成及び取得しておらず存在しないと主張するのは、全くの虚偽である。

したがって、本件処分は取り消されるべきである。

5 実施機関の弁明の要旨

(1) 事実の経過

ア 令和3年8月7日、審査請求人は、区内ごみ集積所において、収集作業をしていた本件職員と会話を交わした。同日、審査請求人から、同日区内ごみ集積所で本件職員が言った「興奮しないでください」という言葉に対して憤慨している旨のFAXが送付された。そこで、作業係長は、当該FAXについて、本件職員に事情を聴いた。

イ 同月12日、審査請求人から、同月7日に本件職員が発した言葉は看過できない旨の抗議書がFAXにて送付された。

ウ 同月16日、作業係長は、同月7日の出来事について、本件職員に再度状況を確認した。

エ 同月17日、作業係長は、手持ちのメモを見ながら、所長に口頭で状況を説明した。

オ 同月31日、審査請求人から電話があったため、管理係長は、本件職員に対して作業係長が事情確認を行ったこと及び事情確認した際にメモを取ったことを伝えた。

カ 同年9月1日、審査請求人からFAXにより、本件職員に係る事情聴取書に対して大田区情報公開条例（昭和60年条例第51号。以下「条例」という。）第5条に基づく公文書開示請求（以下「本件請求」という。）が行われた。

キ 同月15日、実施機関は、本件請求に対して、公文書不存在の決定を行った。翌日、実施機関は、公文書不存在通知書を審査請求人に送付した。

(2) 実施機関の意見

本件職員に対し作業係長が事情聴取した際に取ったメモは、事情を確認するために取った個人的なメモであり、調布清掃事務所において利用可能な状態で保存されておらず、職員が自己の職務のため便宜的に保有している資料や個人的検討段階のものである。したがって、審査請求人が主張するような公文書としての「事情聴取書」は存在しない。本件処分は適法かつ正当であるから、本件処分に対する審査請求は棄却されるべきである。

6 審査会の判断

(1) 審査会が認める事実

当審査会が調査したところ、令和3年8月7日に審査請求人と本件職員が会話を交わしたこと、審査請求人からその際に本件職員が発言したとされる内容について抗議があったこと、同月16日に作業係長が本件職員に状況を確認した際にメモ（以下「本件メモ」という。）を作成したこと、同月17日に作業係長が所長に口頭で状況を説明する際に本件メモを見ながら説明を行ったことが認められた。

(2) 本件メモの性質について

審査請求人と実施機関の間では、本件メモが開示の対象となる「公文書」に該当するか否かを巡り争いがあるので、最初にこの点について検討する。

条例第5条各号は、請求権者に対し公文書の開示請求権を認めているところ、開示の対象となる「公文書」とは、条例第2条第2号において、「実施機関の職員が職務上作成し……た文書……であって、実施機関において定めている事案決定手続又はこれに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。」とされている。

本件メモについて、実施機関は、作業係長が本件職員に対し事情聴取をした際に取った個人的なメモであり、職員が自己の職務のため便宜的に保有している個人的検討段階の資料であって、「公文書」には当たらないと主張する。これに対し、審査請求人は、本件メモは、作業係長が所長に対し事情聴取の内容について説明する際に用いられたとされており、また、管理係長もその存在を知っていることから、業務上必要なものとして組織的に利用・保有されていたものであって、開示請求の対象となる「公文書」に当たると反論する。

当審査会において本件メモについて検分したところ、本件メモには令和3年8月7日に審査請求人と本件職員との間で交わされた会話の内容について作業係長が本件職員に対し事情聴取した内容が記録されており、「実施機関の職員が職務上作成し……た文書」であることが認められた。その一方で、本件メモは、確かに作業係長が後日所長に対し事情聴取の内容について説明する際に参照されたものであるところ、それは作業係長が記憶を喚起するために補助的に用いられたに過ぎず、所長に対し本件メモを渡した上で説明したことまでは認められなかった。また、本件メモは作業係長が自身のパソコンで保管していたに過ぎず、課内の共有フォルダで保管するといった手続も執られていなかった。したがって、「実施機関において定めている事案決定手続又はこれに準ずる手続が終了し、実施機関

が管理しているもの」とは必ずしも言い切れないことが認められた。

上記の事情を考慮すると、本件メモが開示の対象となる「公文書」に該当するか否かという点について、当審査会として一義的な回答を行うことは難しいと考えられる。

(3) 条例第9条第2項第6号の該当性について

その一方で、仮に本件メモが「公文書」に該当するとしても、本件メモは条例第9条第2項第6号に規定する非開示事由に該当することが考えられるので、次に、この点について検討する。

すなわち、条例第9条第2項第6号は、「実施機関が行う事務事業に関する情報で、当該事務事業の性質上、開示することにより、当該事務事業の公正、適切な実施又は運営を著しく困難にするおそれのあるもの」については、非開示とすると定めている。これは、その事務事業の性質から見て、開示することにより区の当該事務事業の公正、適切な執行を妨げるおそれのあるものは、開示しない旨を規定したものである。

当審査会において本件メモを検分したところ、本件メモには令和3年8月7日に審査請求人と本件職員との間で交わされた会話の内容について作業係長が本件職員に対し事情聴取した内容が記録されており、開示することにより得られる利益と開示することにより生じる支障とを比較衡量した結果、その内容が開示されれば、区の清掃業務の適切な執行に著しい支障が生ずるおそれが具体的に認められるものであった。

したがって、本件メモは、(2)において仮に「公文書」に該当するとしても、条例第9条第2項第6号の非開示事由に該当するため、実施機関が本件メモを非開示とした判断には、結果として違法又は不当な点は認められない。

(4) 結語

以上の次第であり、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板垣 勝彦
委員 黒野 徳弥
委員 浦岡 由美子